

新規予算事業に係る事前評価の試行的導入の基本方針

1．導入の趣旨

事前評価を行うことによって、事業の企画・立案の趣旨等を明らかにし、国民に対する説明責任を果たすとともに、事業の効率的・効果的な実施につなげることとする。

2．評価の対象

事前評価は、原則として、重点的な施策であって予算規模の多額な新規予算事業（おおむね2億円以上）を対象として行う。ただし、予算規模がこれより少額の事業であっても特に重要と認められる事業については対象とする。また、該当する事業が同一施策の中で複数ある場合にあっては、代表的な事業に限定して対象を選定することができる。

3．評価の観点・方法

事前評価の対象となる新規予算事業（以下「事前評価対象事業」という。）の背景にある問題の所在、達成すべき目標を明らかにした上で、その問題を解決するために当該事業が真に必要なものであること（必要性）、当該事業の実施により期待される効果が大きいものであること（有効性）、他の方法と比べ効率的であること（効率性）等の観点から評価する。

事前評価の様式は、別添の事前評価シートによる。

4．評価の時期

8月末を目途として事前評価書を取りまとめる。

5．評価の実施主体

事前評価は、事前評価対象事業の主管課室が、予算査定担当課や政策評価担当課が行う予算審査や政策評価審査等の内容を踏まえて、実施する。

6．取りまとめの手順

事前評価対象事業の主管課室は、実施した事前評価の結果を政策評価広報課に提出する。

政策評価広報課は、事前評価の結果を取りまとめる。

7．事後的な検証の実施

事前評価対象事業については、必要に応じ、当該事業の実施による目標の達成状況について事後的に検証する。

8．その他

この事前評価は、平成16年度から試行的に導入することとし、その作業内容、作業結果を検証の上、平成17年度からの本格的導入を目指す。

(別添様式)

事前評価シート

【評価年月】平成 年 月
【主管課・室】 課
【評価責任者】 課長

予算事項名、事業の概要及び予算要求額

予算事項名	
事業の概要	
予算要求額	百万円 (一般会計 or 石油特会)

基本項目 (関連施策目標)

上位施策名					
目標					
指標	H 年度	H 年度	H 年度	目標値	H 年度

平成 年度関連施策の事後評価結果

反映方向分類	理由の説明

背景 (過去の実績・評価)

背景	
----	--

